



# 佐賀県公報

平成18年  
1月23日  
(月曜日)  
第12707号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定 (二六・こども課) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二七・地域福祉課) 二
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (二八・" ) 三
- 保安林予定森林 (二九・森林整備課) 三
- 県有ビームラインBL1用性能試験装置の製作業務委託に係る一般競争入札 (新産業課) 五
- 公安委員会事項
- 警備員等の検定等に関する規則附則第七条第二項に規定する学科試験及び実技試験の全部を免除される者を対象とした検定合格者審査 (公告) 七

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第二十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-252	カルビ POWER 2月号	若生出版(株)	02591-02	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-253	ウォーA組 マガジン WOoooo! 2月号増刊	(株)マガジン・マガジン	08398-02 ①2006-3/6	
"	17-254	Yha! Hip&Lip 2月号	(株)ワニマガジン社	08877-2	
"	17-255	VITAMAN 月刊 ビタミン 2月号	(株)竹書房	07653-2	
"	17-256	コミック DVD DOKAN こみつくでいぶいでいどかん VOL.05	曙出版(株)	11850-02 ①2006/4/5	
"	17-257	漫画 ローレンス 2月号	(株)綜合図書	18387-2	
"	17-258	危険恋愛H ④	(株)松文館	55153-24	
"	17-259	召ませ桜	(株)双葉社	50167-10	
"	17-260	[月刊] マドンナハウス Vol.223 2月号	若生出版(株)	08357-02	
"	17-261	Oh! ハプニング Vol.8 Dr.ピカソ特別編集 増刊 @本当!浮気妻のH話 2月号	(株)バウハウス	11496-02 ①2006年2月25日	
"	17-262	本当にあった秘密の話 Vol.10 本当にあったみだらな話 2月号増刊	(株)一水社	18118-02 ①-2006/2/27	
"	17-263	URECCO volume 230 2月号	ミリオン出版(株)	01851-02	
"	17-264	本当にあった人妻の浮気話 2月号	ミリオン出版(株)	18123-2	
"	17-265	WOoooo! B組 ウォーB組 2月号	(株)マガジン・マガジン	11803-02	
"	17-266	ZUBA!【ズバッ!】 2月号	インフォレスト(株)	15529-2	

◎佐賀県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- |   |  |
|---|--|
| <p>一 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 有限会社ジョウジマ<br/>所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 グループホームふるさと伊万里<br/>所在地 伊万里市南波多町大川原四千二百二十四番地一</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 特定非営利活動法人福祉・杏林会<br/>所在地 佐賀市城内一丁目十一番十八号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 宅老所あんずの郷・城内<br/>所在地 佐賀市城内一丁目十三番十三号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 特定非営利活動法人福祉・杏林会<br/>所在地 佐賀市城内一丁目十一番十八号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 宅老所あんずの郷・城内<br/>所在地 佐賀市城内一丁目十三番十三号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p> | <p>四 (一) 指定年月日 平成十七年九月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人大和正信会<br/>所在地 佐賀市大和町大字尼寺二千六百八十五番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 しょうぶ苑訪問介護事業所<br/>所在地 佐賀市大和町大字尼寺三千二百二十七番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 有限会社三浦商店<br/>所在地 佐賀市神野東四丁目一番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 三漢薬局<br/>所在地 佐賀市神野東四丁目一番一号</p> <p>サービスの種類 居宅療養管理指導</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成十七年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人あおぞら胃腸科<br/>所在地 唐津市浜玉町浜崎八百三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 グループホームあおぞら<br/>所在地 唐津市浜玉町浜崎七百九十八番地一</p> <p>サービスの種類 認知症対応型共同生活介護</p> |
|---|--|

七 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社サンライズ

所在地 福岡市中央区赤坂二丁目四番三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム伸&茉衣

所在地 唐津市佐志字石ヶ元二千百十九番二

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

●佐賀県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 介護サービス九州株式会社

所在地 福岡市早良区高取二丁目十七番四十三号

三 事業所の名称及び所在地

名称 つくしんぼのケアプラン唐津

所在地 唐津市和多田大土井二番三十五号

●佐賀県告示第二十九号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

藤津郡太良町大字伊福字木庭甲九〇九の一、甲九〇九の三、甲九一〇の一、

甲九一〇の三、甲九一六の一、甲九一六の三、甲九二〇の二、甲九二一の一、

甲九二一の三、甲九三四から甲九三六まで、甲九三九の一、甲九四一、甲九

四三、甲九六八の一、甲九六九、甲九七三の一、甲九七八から甲九八二まで、

甲九八五、甲九八七、甲九八八、甲九九〇、甲九九三の三、甲九九六、甲九

九八の一、甲九九八の二、甲一〇〇一、甲一〇〇二の一、甲一〇〇二の二、

甲一〇〇三の二、甲一〇〇九、甲一〇一〇、甲一〇一一の一、甲一〇一一の

二、甲一〇一三、甲一〇一四、甲一〇二〇の二、甲一〇二〇の五、甲一〇二

四、甲一〇二五の一、甲一〇三四、甲一〇三五、甲一〇三七の一、甲一〇三

八の二、甲一〇三八の四、甲一〇三八の八、甲一〇三八の一四、甲一〇三八

の一八、甲一〇三八の二三から甲一〇三八の二五まで、字矢答甲一〇三九の

一、甲一〇三九の二、甲一〇四〇の一、甲一〇四〇の二、甲一〇四一の一、

甲一〇四一の三、甲一〇四七、甲一〇四九の一、甲一〇五〇の二、甲一〇五

〇の三、甲一〇五〇の一〇、甲一〇五〇の一三から甲一〇五〇の一五まで、

甲一〇五〇の一七、甲一〇五〇の二一、甲一〇五〇の二三から甲一〇五〇の

二五まで、甲一〇五〇の三三から甲一〇五〇の三八まで、甲一〇五〇の四〇、

甲一〇五〇の四一、甲一〇五〇の四三、甲一〇五〇の四四、甲一〇五〇の四

九、甲一〇五〇の五一から甲一〇五〇の五四まで、甲一〇五一の一、甲一〇

五七の二、甲一〇七三の二、甲一〇八〇の二、甲一〇八二の三から甲一〇八

二の五まで、甲一〇八四の一、甲一〇八四の二、甲一〇八四の四、甲一〇八

七、甲一〇九四の一から甲一〇九四の三まで、甲一〇九八の二、甲一〇九九

の二、甲一〇九九の三、甲一一〇〇の二、甲一一〇〇の三、甲一一〇一の二、

甲一一〇四の一から甲一一〇四の三まで、甲一一〇五の二、甲一一〇六の二、

甲一一〇八の四、甲一一〇八の六、甲一一〇八の八から甲一一〇八の一いま

で、甲一一〇八の一八、甲一一〇八の一九、甲一一〇八の二三から甲一一〇

八の二六まで、甲一一〇八の二九、甲一一〇八の三一、甲一一〇八の三三、甲一一〇八の三四、甲一一〇八の三六、甲一一〇八の三八から甲一一〇八の四二まで、甲一一〇八の四五から甲一一〇八の四七まで、甲一一〇八の四九、甲一一〇八の五二、甲一一〇八の五五、甲一一〇八の五九、甲一一〇八の六一、甲一一〇八の七二、甲一一〇八の七八、甲一一〇八の七九、甲一一〇八の八三から甲一一〇八の八六まで、甲一一〇八の一〇七、甲一一一一の二、甲一一一三、甲一一一四の二、甲一一一五、字木庭向甲一一二一の三、甲一一二二の一、甲一一二二の四、甲一一二三の一、甲一一二六の一、甲一一二七の二、甲一一三〇、甲一一三一、甲一一三二の一、甲一一三三の二、甲一一三三、甲一一三五、甲一一三七、甲一一四〇の一、甲一一四〇の二、甲一一四三、甲一一四四の一、甲一一四四の二、甲一一四五の一、甲一一四五の二、甲一一五〇、甲一一五一、甲一一五三、甲一一五五の一、一一五六の二、甲一一五六の三、甲一一五七、甲一一五八の一、甲一一六〇から甲一一六三まで、甲一一六八、甲一一六九、甲一一七一、甲一一七三の六、甲一一七三の一四、甲一一七三の一六、甲一一七三の一九、甲一一七五の一、甲一一七五の二、甲一一七六、甲一一八四、甲一一八六、甲一一八八、甲一一九〇、甲一一九一、甲一一九三から甲一一九六まで、甲一一九八、甲一二〇一、甲一二〇五から甲一二〇七まで、甲一二一一、甲一二一五の一、甲一二一五の二、甲一二一六、甲一二一七、甲一二一九、甲一二二二、甲一二二四、甲一二二五、甲一二三〇、甲一二三三、甲一二三七、甲一二三九、甲一二四六、甲一二四七の一、甲一二四八、甲一二四九、甲一二五一、甲一二五二の一、甲一二五二の二、甲一二五五、甲一二六一から甲一二六三まで、甲一二六五、甲一二六六、甲一二六八、甲一二六九、甲一二七二、甲一二七四、甲一二八三、甲一二八六、甲一二九四、甲一二九五の一、甲一二九五の二、甲一二九六から甲一二九九まで、字ノ瀬甲一三〇八の二、甲一三三三の二、甲一三四五の一、甲一三四六、甲一三四九、甲一三五二の一、甲一三五九、甲一三六一の一、甲一三六二の一、甲一三六四、甲一三六五、甲一三七〇、甲一三

七二の一、甲一三七三の一、甲一三七六、甲一三七八、甲一三七九、甲一三八二、甲一三八五の一、甲一三八五の六、甲一三八五の一〇、甲一三八六、甲一三八七、甲一三九〇、甲一三九一、甲一三九三、甲一三九四、甲一三九六、甲一三九八の二、甲一四〇一、甲一四〇三から甲一四〇七まで、甲一四〇九、甲一四一一、甲一四一五、甲一四一六、甲一四一七の二、甲一四一八、甲一四一九、甲一四二一、甲一四二二、甲一四二八、甲一四三一、甲一四三二の一、甲一四三三の二、甲一四三三、甲一四三七、甲一四三九から甲一四四二まで、甲一四四三の一、甲一四四三の二、甲一四四六から甲一四四八まで、甲一四五〇、甲一四五八、甲一四六〇、甲一四六二の一、甲一四六二の二、甲一四六二の四、甲一四六二の五、甲一四六二の七、甲一四六二の八、甲一四六二の一一、甲一四六二の一二、甲一四六二の一五、甲一四六六、字小川内甲一四六七の一、甲一四八四の二、甲一四八五、甲一四八六、甲一四八八、甲一四九七の一、甲一四九八の一、甲一五〇一の一、甲一五〇七の八、甲一五二八の一、甲一五三三から甲一五三五まで、甲一五四四の二、甲一五四五、甲一五四九の一、甲一五四九の二、甲一五五〇、甲一五五一の一から甲一五五一の三まで、甲一五五一の五、甲一五五一の六、甲一五五一の八、甲一五五二の一、甲一五五二の二、甲一五五二の四、甲一五五七、甲一五六〇の三、甲一五六四の一、甲一五六四の二、甲一五六七の一、甲一五六八の一、甲一五七二の一、甲一五七三の一、甲一五七三の三

二 指定の目的  
 水源のかん養  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおおひとすむる。  
 (「次のおおひ」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び大良町役場に備え置くとし縦覧に供すべし。)

## ○ 公 告

次のおおひ一般競争入札に付します。

平成18年1月23日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

県有ピームライオンBL1用性能試験装置の製作業務委託 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成18年3月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成18年1月27日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年1月27日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成18年2月2日17時(必着)

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟91号南会議室

(2) 期限

平成18年2月3日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成18年2月3日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ウ) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(ロ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日

から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(ロ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(ハ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。

(ウ) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(ロ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

(ウ) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(ロ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合



<p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。          なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者          (2) 当該競争について不正行為を行った者          (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者          (4) 1人で2以上の入札をした者          (5) 代理人でその資格のないもの          (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、その者を落札者としなければならないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p>	<p>第2項により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者(以下「免除者」という。)を対象とした検定合格者審査を次により実施する。</p> <p>平成18年1月23日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 審査対象者</p> <p>(1) 改正法附則第5条に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した警備員であって、平成17年11月21日の時点において、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの</p> <p>(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日の時点において、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるものに該当する者を除く。)</p> <p>2 審査の区分</p> <p>(1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査          (2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査          (3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査          (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査          (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p> <p>3 申請手続等</p> <p>(1) 受付開始日          平成18年2月23日(木)から(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)</p> <p>(2) 申請書類の提出先          佐賀県内の各警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>4 申請書類</p>
<p>○ 公安委員会委員</p> <p>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)附則第5条による審査(以下「検定合格者審査」という。)のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)附則第7条</p>	

## (1) 審査申請書

(2) 写真1葉(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) 旧検定の合格証の写し

(4) 学科試験及び実技試験免除者に該当することを疎明する書面(警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書等)

(5) 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者で、佐賀県内に住所又はその属する営業所が所在するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

## 5 審査結果の通知

申請書類を審査のうえ、合格した者に対する成績証明書の交付をもって通知とする。

## 6 その他

(1) 申請は、申請者本人が行うものとする。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認める。

(2) 申請書の住所の記載は、字名、番地等省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載すること。

## 7 問い合わせ先

(1) 佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話0952-24-1111(内線3033又は3034)

(2) 佐賀県内の各警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課